

## 第9節 郵政行政の展開

### 1 郵政行政の推進

「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）」が平成24年4月27日に成立、5月8日に公布され、同法によって、これまで郵便のみとされていたユニバーサルサービスが、貯金・保険にも拡充された。また、経営形態も従来の5社体制が見直され、郵便事業株式会社と郵便局株式会社を統合して日本郵便株式会社とし、4社体制とすることが定められた。同年10月に発足した日本郵便株式会社は、郵便局を通じて全国に郵便、貯金、保険のサービスを提供している。

できる限り早期に処分するものとされた日本郵政株式会社の株式については、日本郵政株式会社が平成24年10月29日の郵政民営化委員会において、3年以内を目途として、できる限り早期の上場を目指すことを表明し、それに向けた準備を行っている。

郵政事業は、全国約2万4千の郵便局ネットワークを活用し、国民の生活インフラとして、あまねく公平に郵便、貯金及び保険のサービスを提供している。また、ひまわりサービス<sup>\*1</sup>の実施や郵便局での住民票の写しなどの公的証明書交付事務等地域に密着した公的サービスも提供している。今後も、郵便・貯金・保険の三事業一体のユニバーサルサービスを維持し、郵政事業の健全な発展を図ることにより、国民が安心して確実に利用できる生活インフラサービスの維持拡大に努めていく。

### 2 国際分野における郵政行政の推進

#### (1) 万国郵便連合（UPU）関係

2012年（平成24年）9月～10月にカタール・ドーハで開催された第25回万国郵便大会議において、国際郵便のルール等を定めた連合の文書（万国郵便連合一般規則、万国郵便条約及び郵便送金業務に関する約定）が採択された。

大会議では、管理理事会及び郵便業務理事会の理事国選挙並びに郵便業務理事会の議長国選挙等が実施され、我が国は、両理事会の理事国に当選するとともに、日本として初めて郵便業務理事会の議長国に選出された。

同大会議開催期間中、加盟国の関係閣僚、規制機関の長、国際機関の長等が一堂に会する「閣僚級会合」が開催され、今日の郵便セクターが直面する戦略的課題等について議論を行った。日本から総務大臣政務官がパネルセッション（テーマ「2020年の世界」）に参加し、東日本大震災の被災直後、郵便がライフラインの役割を果たした教訓を紹介し、各国の参加者からの賛同を得た。

また、ネットの普及等の環境変化に対応し、郵便セクターが今後果たしていくべき役割・方向性を示した向こう4年間の万国郵便連合（UPU）の活動戦略（ドーハ郵便戦略）が採択された。その中の戦略計画に日本が提案した「災害対策の促進」が盛り込まれた。これを受けて、日本は、UPUの災害対策プロジェクトに対し、人的、財政的貢献を行う予定である。

#### (2) 郵便インフラシステムの海外展開

新興国を中心に、郵政事業の近代化・高度化に向けた投資が活発化する中、我が国の郵便の優れた業務ノウハウや関連技術の提供を通じて、相手国の社会経済の発展、両国間の関係強化等に繋げるよう、郵便インフラシステムの海外展開支援に取り組むこととしている。具体的な協力関係については、相手国の状況・ニーズに応じて、最適と思われる形で関係を構築していく。

2013年（平成25年）1月には、総務副大臣が総務省官民ICTミッションとしてミャンマーを訪問した際に、郵便インフラシステム関係者も同行し、同副大臣と通信・情報技術副大臣との会談、ヤンゴン中央郵便局の視察等を行い、今後の協力可能性の調査を行った。

\*1 地方公共団体又は社会福祉協議会との協定に基づき、過疎地域において、原則として70歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯を対象に、日本郵便株式会社の外務員による励ましの声かけ、集荷サービス等を実施。

### (3) 信書便事業の推進

信書の送達事業は、従来、国の独占とされてきたところ、「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号。以下「信書便法」という。)により、民間事業者も行うことが可能となった\*2。

信書便法は、郵便法と相まって、信書の送達の役割について、あまねく公平な提供を確保しつつ、選択の拡大による利用者利便の向上を図ることを目的としている。信書便事業には、一般信書便役務を全国提供する一般信書便事業(図表5-9-3-1)と、郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務を提供する特定信書便事業(図表5-9-3-2)がある。そのうち、特定信書便事業については、既に約400者が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け、配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみ等のメッセージを装飾が施された台紙やぬいぐるみ等と一緒に配達する電報類似サービス等が提供されている。

図表5-9-3-1 一般信書便事業

一般信書便事業(基礎的なサービス):許可制

a: 対象サービス:長さ・幅・厚さがそれぞれ40cm・30cm・3cm以下であり、重量が250g以下の信書を国内において差し出された日から、原則3日以内に送達する役務

b: 参入の条件:

- ・全国提供
- ・信書便差出箱の設置義務
- ・週6日以上以上の配達
- ・秘密の保護
- ・適切な事業計画及び適確な遂行能力




図表5-9-3-2 特定信書便事業

特定信書便事業(高付加価値なサービス):許可制

a. 対象サービス:次のいずれかに該当する信書便のみを提供する役務

①3辺90cm超、重量4kg超      ②3時間以内      ③料金1,000円超



b. 参入の条件

- ・秘密の保護
- ・適切な事業計画及び適確な遂行能力

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての説明会を総合通信局及び沖縄総合通信事務所(全国11箇所)において開催している。

また、ここ数年は、信書を差し出す大手企業や地方自治体等に対して、総務省職員が直接訪問して周知する活動も実施している。

なお、このような周知活動以外にも、国民の目に触れやすい場所(特例市以上の地方自治体や大きな郵便局のロビー等)への信書周知用ポスター(図表5-9-3-3)の掲示にも取り組んでおり、引き続き、信書・信書便事業の効果的な周知に努めていく。

図表5-9-3-3 信書周知用ポスター(平成25年度版)



\*2 信書便事業: [http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo\\_top.html](http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html)